

佐賀県告示第 6 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成 29 年 1 月 13 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 施行者の名称

鳥栖市

2 都市計画事業の種類及び名称

鳥栖基山都市計画下水道事業 鳥栖市公共下水道

3 事業施行期間

昭和 50 年 3 月 31 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和 50 年佐賀県告示第 201 号、昭和 57 年佐賀県告示第 209 号、昭和 61 年佐賀県告示第 475 号、平成 3 年佐賀県告示第 517 号、平成 4 年佐賀県告示第 375 号、平成 6 年佐賀県告示第 728 号、平成 8 年佐賀県告示第 382 号、平成 12 年佐賀県告示第 645 号、平成 15 年佐賀県告示第 123 号、平成 17 年佐賀県告示第 215 号、平成 20 年佐賀県告示第 198 号及び平成 25 年佐賀県告示第 361 号の事業地に、鳥栖市水屋町字北畑、字粟畑、字安蔵寺及び字小沢、高田町字亀の甲、字南鶴、字浜崎及び字勝負、安楽寺町字大屋敷、字宇土、字走落及び字村下、下野町字谷、字大川副、字上畑田、字上分、字上の浜、字下分、字下畑田、字五郎丸、字西牟田及び字八反田並びに三島町字不動島、字中の長、字東の長、字田出島、字於保里及び字西江湖を

加え、鳥栖市高田町字中の坪、安楽寺町字村上及び字浜、神辺町字俵土手、原古賀町字一本松、字二本松、字三本松及び字一本柏、蔵上町字外精、山浦町字乗目、真木町字赤江、村田町字朝日及び字四本松、江島町字江島、字西谷及び字下牟田、幸津町字上川原、字下川原及び字東中野、三島町字城隣能並びに儀徳町字荊及び字中野地内において事業地を変更する。